

<文書質問>

〔通告内容〕 一問一答方式、45分

- 1 下の川の安全性について
 - (1) 下の川氾濫対策について
- 2 公共施設における安全性について
 - (1) 公共施設における有害塗料等の調査について
- 3 公園の維持管理等について
 - (1) 公園施設の維持管理状況について
 - (2) 公園の維持管理等個別計画の策定について
- 4 エssenシャルワーカーへの支援と感謝をする取組について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に関わる従事者への支援や配慮について

○3番（小林貢君） 1項目の質問でございます。

下の川の氾濫対策についてお伺いをさせていただきます。

昨年9月に発生いたしました台風第19号では、11か所の避難所に市民約1600名の方々が一時避難し、また、当市の多摩川沿いのかに坂公園、中央公園、福生南公園には、泥流や流木などが押し入る被害を受けるところとなりました。

台風等による風雨は予期せぬところに被害をもたらす訳でございますが、安全と思っているところにつきましても「まさか、あんなところで」と驚くことがしばしばございます。

福生市で発行しております防災マップ、「多摩川洪水・内水ハザードマップ」を見ますと、田園地区を中心とした、多摩川流域での2日間の総雨量、588ミリメートルを想定した浸水区域が色分けで示されております。

色が濃くなるほど浸水の被害が想定される地域となっております。

偶然かもしれませんが、そのマップをよく見ますと、下の川沿いに沿って、薄い色の0.5メートルから濃い色の識別では10メートル未満を想定する浸水区域が入っております。

昨年の台風第19号ではこの色の濃い10メートル未満区域の近くの、福生南公園沿いの下の川が氾濫いたしました。

そこで何点かお尋ねをいたします。

まず1点目でございます。

昨年の台風第19号での、福生南公園沿いの下の川の氾濫の規模やどのように発生したものであるのか、市の見解をお尋ねいたします。

2点目でございます。

この台風第19号によりまして、多摩川等本流が増水し、支流の水が行き場を失いまして逆流し、道路に溢れるといった現象は見られなかったのでしょうか。

3点目でございます。

今後、台風や豪雨により下の川への雨量の大量流入や、多摩川が増水し、水位が上昇することによる下の川の氾濫で、浸水の危険性が想定されないでしょうか。

以上3点につきまして、お願いいたします。

○市長（加藤育男君） 小林議員の御質問にお答えをさせていただきます。

下の川氾濫対策についてでございます。

福生市で初の避難指示を発令いたしました昨年の令和元年度台風第19号では、大雨により多摩川の水位が上昇し、多摩川からの水が福生南公園内へ押し寄せ、下の川のフェンスに流木等が堆積し、フェンスが濁流によりなぎ倒されるなどの被害が発生いたしました。

台風が通過した朝方に私が福生南公園やその周辺の様子を見に行ったときには、下の川の開渠の部分はほぼ満水の状態となっていました。

しかしながら、下の川の被害は、福生南公園内の開渠部分に限ったもので、それ以外の被害はございませんでした。

次に、市内における支流からの流水についてでございます。

河川は一般的に本流と支流が合流し下流に流れていきますが、雨で本流が増水し、支流の水が行き場を失い逆流し、水位が上昇して堤防などが決壊し、住宅地などに水が流れ込む現象を「バックウォーター現象」と言います。

昨年の豪雨時に各地の河川でそのような現象、被害が起こったことは記憶に新しいところでございますが、市内の道路、下水道に関する被害状況では、南田園で1か所集水ますからの水の噴出があったものの、今申し上げた「バックウォーター現象」は発生しておりません。

次に、下の川の氾濫等による今後の危険性についてでございますが、下の川は、昭和60年から平成5年にかけて、開渠部分のほとんどをボックスカルバートで蓋かけをし、その後上部を道路や下の川せせらぎ遊歩道公園として整備したため、大半が暗渠になっておりまして、現在開渠のところは福生南公園沿いの一部しかございません。

そのため、福生南公園に多摩川が流水し、多少の逆流が発生したとしても、下の川から住宅地に多摩川の水が流れ込むといった危険性は極めて低いと考えております。なお、市が発行する「多摩川洪水・内水ハザードマップ」では、想定最大規模の大雨による被害については、多摩川の氾濫を想定しており、避難行動などについて市民の皆様へ情報提供をしているところでございます。

市といたしましては、多摩川を管轄する国土交通省京浜河川事務所とも、日頃から情報の共有など連携を密にし、今後も市民の安全安心を最優先に、下の川につきましても点検、清掃など適正な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○3番（小林貢君） 御答弁ありがとうございました。

そうですか。下の川につきましては、氾濫したように見えたのですが、そうではな

く、多摩川からの水や流木等が福生南公園に流れ込み、フェンス等を倒し下の川に入り込み、あたかも氾濫したがごとく見えたということでしょうか。

ここで何点か再質問をさせていただきます。

1点目で、下の川へ水が逆流し氾濫する可能性は極めて低いと考えるとの御答弁がございました。

台風や豪雨の時の多摩川の増水・泥流は恐ろしい訳ですが、平時の福生流域の多摩川の流れは穏やかであり、ゆったりとした流れから、落差はあまりないように見受けられますが、下の川の方が高くバックウォーター現象とは無縁と考えてよろしいのでしょうか。

2点目、下の川はどこから始まりどこで多摩川に合流するのか。水路延長や規模、また、どこから暗渠となっているのか、そして、通常の水量と、台風や豪雨、横田基地からの雨水等の増量など、水路の耐水性や安全性につきましてお伺いいたします。

3点目、下の川の水路の点検や清掃はどのように行われているのでしょうか。

以上3点につきまして、再質問をさせていただきます。

○都市建設部長（清水靖弘君） 初めに1点目、下の川のバックウォーター現象についてでございますが、まず、多摩川における福生流域の流れにつきましては、国土交通省関東地方整備局が策定しております「多摩川水系河川整備計画」によりますと、多摩川は、首都圏を流れ、東京湾に注ぐ一級河川の中では、勾配が比較的急な河川であるとされ、福生市はその中流域にあたり、山地から平地に移る「扇状地」的な特性を残している部分であるとされており、福生流域では、大雨等による増水の際には、多摩川の流れが速いため、下の川からの流水も本流に引っ張られていくと考えられますので、今までにも、バックウォーター現象が起こっていないのではないかと考えております。

また、下の川は、当時の雨水処理計画に基づき、雨水幹線の起点である横田基地の排出口から最下流の多摩川との合流部まで、流量や流速などにより決められた「こう配」で、雨水を排水しておりますし、先ほど市長答弁にもございましたとおり、住宅地についてはすべて暗渠となっておりますことから、多少逆流があったとしても、被害が発生する危険性は極めて低いと推察されます。

次に2点目、下の川の延長や規模についてでございますが、下の川は、かやと橋から、福生第七小学校方面へ下った途中でございます、せせらぎ遊歩道公園の木製階段の箇所を起点に、福生南公園の昭島市境の多摩川との、合流地点までで、その延長につきましては、管理図面上の計算ではございますが、全長約2650メートル、そのうち暗渠の部分は約1900メートルとなっており、規模については、暗渠部分は幅4.0メートル、深さ2.6メートルから2.9メートルのコンクリート製のボックスカルバートとなっております。

また、下の川の耐水性や安全性についてでございますが、通常ボックスカルバートのような排水施設の場合は、想定雨量の9割の水深で設計されておりますが、下の川については、当時の計画で、8割の水深としており、かなり余裕をもって設計してい

るため、耐水性や安全性についても確保されていると考えております。

次に3点目、下の川の点検や、清掃などの維持管理についてでございますが、まず、福生南公園内の開渠の部分につきましては、定期的に職員によるパトロールを実施すると共に、福生南公園に常駐している管理人や、市民の皆様などからの通報により、土砂のしゅんせつや、折れ枝等の除去などを行っております。

また、住宅地などの暗渠の部分については、雨期の前や台風シーズンの前などに、排水溝の点検を行うとともに、環境課において定期的に実施しております水質検査の際にも、異常が報告された場合には、必要に応じて、調査等を実施するなど、平常時から適正な維持管理に努めているところでございます。

以上でございます。

○3番（小林貢君） 御答弁ありがとうございました。

再々質問はございません。

昔見えていた下の川が暗渠となり見えなくなったことから、最近の台風やゲリラ豪雨により、雨水の処理能力を超えはしないか、また、多摩川との関係性による内水氾濫の危険性はないのかについて、市民の方々も危惧の念を抱いたところでございましたが、下の川の構造からも、氾濫の危険性は極めて低いということが分かりました。また、点検や清掃なども行っているとのことでございます。

内水の原因となることのないよう、引き続き、適正な維持管理をお願いいたします。ありがとうございました。

2件目、公共施設における安全性について。

1項目の質問でございます。公共施設における有害塗料等の調査についてでございます。

市内には、市庁舎を始めとする多くの公共施設が設置されておりますが、市制施行の昭和45年ごろに建設された建物やその後も橋梁を含む多くの公共施設が建設されてまいりました。

この間、建設当時は使用材料として有害ではなかったものがその後、人体や健康被害を及ぼすことが明らかになったことで製造中止や使用禁止となってきたものでございます。

ホルムアルデヒド等の有害物やPCBなど健康障害を引き起こす物質や、様々な人工素材を使用することにより、室内の空気が汚染されることによる、シックハウス症候群や化学物質過敏症あるいはシックスクール症候群が報告されており、公共施設の利用者や児童・生徒の環境が気になるところでございます。

平成30年11月には環境省がPCB＝高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査依頼を都道府県や市区町村に行ったことなどを含め、当市におけます、公共施設の有害塗料等の実態調査とその安全性についてお伺いいたします。

○市長（加藤育男君） 公共施設における有害塗料等の調査についてでございます。

現在、市販され、使用の認められている材料で健康被害が疑われるものといたしま

しては、まずはホルムアルデヒドが挙げられます。

このホルムアルデヒドでございますが、塗料や合板、フローリングの接着剤に含まれており、シックハウス症候群等の原因になると言われております。

このため、国においては平成15年改正の建築基準法にて建材のホルムアルデヒド放散の等級表示が義務化されたため、現在、本市の公共工事につきましては、接着剤や塗料等を使用する場合には、標準仕様書において、放散量の一番少ない「F☆☆☆☆（フォースター）」の表示がある材料等の使用を義務付けております。

また、特に空気の滞留する屋内の内装工事を施工する際には、換気を十分に行うとともに、工事完了後には、化学物質の濃度測定を実施し、規定値以下であることを確認の上、使用を開始するなど健康被害防止に努めております。

その他には、昭和41年から47年までに製造された塩化ゴム系塗料の可塑剤にポリ塩化ビフェニル、いわゆる「PCB」が使用されておりましたが、健康被害の原因になることから、昭和49年の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」において使用禁止となっておりますので、現在の材料には使用されておられません。このPCB含有の塗料につきましては、昭和41年から49年までに建設または塗装された施設に使用された可能性がございますが、主に鋼製の橋梁や水門の塗装に使用されていることがあったため、道路の鋼製橋梁及び雨水幹線の樋管水門について調査を行なった結果、本市においては該当がないことを確認しております。

今後も、公共工事においては、健康被害や環境汚染等を起こさぬよう、各種法令を遵守し、万全の体制にて実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（小林貢君） 御答弁ありがとうございました。

再質問を何点かさせていただきます。

1点目ですが、先程、工事完了後は化学物質の濃度測定を実施しているとのことでしたが、そうしますと全ての公共施設の室内等の濃度測定を行ってきているということでしょうか。よろしいでしょうか。また、測定施設数や測定結果はどのような結果であったでしょうか。改善を要する施設はなかったでしょうか。

2点目ですが、有害物質には石綿、いわゆるアスベストもあろうかと思いますが、公共施設の安全性対策はいかがでしょうか。

以上2点につきまして、再質問をいたします。

○都市建設部長（清水靖弘君） まず、化学物質の濃度測定についてでございますが、新築及び大規模な内装改良工事、完了の際に、すべての施設の屋内において実施しております。

なお、近年実施をした新築工事や、内装改良工事で申し上げますと、もくせい会館や新扶桑会館の新築工事、また、ネッツ多摩S&Dフィールドの管理棟などの内装改良工事、化学物質の濃度測定を実施しておりますが、測定結果については、すべて、規定値未満の、良好な状態で、引き渡しを受けております。

次に、アスベストの安全対策についてでございますが、アスベストは優れた耐火性能、耐熱性能を有することから、鉄骨材の耐火被覆や、屋根裏の断熱材、煙突の耐熱材と様々な用途で使用されておりました。

このアスベストは大きく分類すると、吹付材、保温材、成形板等の3種類に分類され、特に飛散性の高い吹付材については、平成17年度に、市内公共施設の総点検を実施し、除去または封じ込めの対応を講じております。

また、保温材及び成形板については、飛散する可能性が極めて低いため、継続使用することに問題はございません。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、施設の改修工事または解体工事を行う際には、事前確認を十分に行い、アスベスト含有建材がある場合には、法令を遵守し、適切な方法にて施工してまいります。

以上でございます。

○3番（小林貢君） ありがとうございます。

再々質問はございません。

公共施設ですので耐震性や建築材料等は安全であるという印象をお持ちの市民や保護者等は多く、また、安全でなければならぬと思うところでございます。

ただいまの御答弁から、市民や保護者が考えているとおり、公共施設は安全であるということの御答弁をいただきました。

これからも、公共施設の安全性の確保につきまして、よろしく願いいたします。

3件目、公園の維持管理等について。

2項目、質問をさせていただきます。

1項目め、公園施設の維持管理状況についてでございます。

市内には、市民の憩いの場としての公園が76か所所在しております。日々の維持管理には御苦勞されていることと思っておりますが、小さなお子様からお年寄りまで、コロナ禍ではございますが、気分転換を含め外の風にあたるための、必要な施設として位置付けられるところもございます。

この公園にはブランコや健康器具、砂場やトイレ、水飲み場等が設置されておりますが、経年によります施設の傷み具合が見て取れる公園も多いところでございます。それだけ多くの市民等が利用しているということの表れかもしれません。

特に、ブランコの傷み具合や砂場の質の状況、砂の入れ替え等は定期的に行っているのでしょうか。それから、トイレの傷み、汚れ具合も進んでいるところが見受けられます。

そこで2点質問をさせていただきます。

1点目、これら、公園施設の維持管理はどのように行われているのでしょうか。

2点目、公園施設の耐用年数や補修・修繕の考え方及び状況についてお伺いいたします。

○市長（加藤育男君） 公園施設の維持管理状況についてでございます。

現在、市内には、大小合わせて76か所の公園、児童遊園等があり、これらの公園には各種遊具、砂場等の遊戯施設、トイレ、水飲み等の便益施設、あずまや、ベンチ等の休養施設、また、植え込み、樹木等の修景施設等、市民の皆様が快適に利用できるよう、様々な公園施設を設置しております。

この公園施設の維持管理につきましては、市民の皆様が安心して利用出来るように、日頃から職員の定期的なパトロールによる日常点検を実施するとともに、専門業者による遊具の定期点検を年1回実施してきております。

また、委託業者や公園の利用者、近隣住民等、市民の皆様からの公園施設の不具合の情報提供があった場合には、早急に職員による現場確認を実施し、状況を把握し、職員による補修、清掃作業や、専門業者による修繕等を実施するなど、早期に不具合の解消を図るよう努めております。

次に公園施設の耐用年数や補修、修繕の考え方及び状況についてでございます。

国土交通省が示している、公園施設の使用見込み期間は、鉄製の遊具でおおむね30年、フェンス、門扉等がおおむね40年となっております。

この使用見込期間については、ライフサイクルコスト算出のための年数であり、実際の施設管理では、個々の状況を判断して、更新するか修繕するかの判断を実施し、対応しているところでございます。

現在の手法は、異常を発見してから対応する事後保全型管理となっており、ライフサイクルコストの削減や予算の平準化が図れないという問題点がございます。

今後は、公園施設の機能保全の支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、施設ごとに必要となる計画的な補修、更新を行う予防保全型の管理手法への切替えが重要であると考えております。

以上でございます。

○3番（小林貢君） ありがとうございます。

再質問はございません。

規模の大小はあるものの、76か所の公園施設の維持管理につきまして、了解いたしました。

また、公園施設の機能保全の観点から、計画的に補修、更新を行う予防保全型の管理手法への切替えが重要であるとの御答弁をいただきました。

今後の計画的な管理手法の推進をお願いするものでございます。

次に2項目め、公園の維持管理等個別計画の策定についてでございます。

市民の最も身近な開放空間として、公園はこれからも変わらず、あるいはコロナ禍を考えますとますますその重要性は高まるものと思うところでございます。

しかし、利用されている公園がある反面、そうでない公園の利用率向上策や、また、樹木の管理や遊具類、トイレや水飲み場の付帯施設の良好な管理等、最適なライフサイクルコストに基づく公園整備を、中長期的な視点から、個別計画により行っていく必要があると考えますが、今後の取組についてお伺いいたします。

○市長（加藤育男君） 公園の維持管理等個別計画の策定についてでございます。

現在、国土交通省においては、インフラ長寿命化基本計画に基づく公園施設長寿命化計画策定指針を示し、公園施設の機能ごとに目標とする維持管理水準を定め、施設の機能保全とライフサイクルコストの削減を目的とした、個別施設計画の策定を全国の公園設置主体である地方自治体に働きかけているところでございます。

また、本市におきましても、平成29年3月策定の公共施設等総合管理計画において、インフラ資産については、市民生活を支える重要な都市基盤であることから、計画的な整備や長寿命化、耐震化などの取組を進め、効率的な管理を行うこととしております。

公園施設につきましても、総点検し、機能ごとに保全やライフサイクルコストを把握した上で維持管理や長寿命化に関する計画を策定するとしており、今後、公園施設の長寿命化計画を策定する予定でございます。

この計画策定につきましては、多種多様な公園施設を画一的に取り扱うのではなく、改めて個々の施設の価値や重要性を検証した上で取組を進めること、また、限られた予算の中で施設の機能保全のための大規模な修繕や更新などの維持管理を計画的に行うストックマネジメントの取組が重要であると考えております。

市内の公園につきましては、大多数が昭和40年代から平成10年ごろまでに設置されており、設置後20年から50年が経過し、遊具等の施設の老朽化とともに、樹木についても巨木化、高木化が顕著となっており、特に公園外周に設置された樹木については、落ち葉や枝の越境、立ち枯れによる倒木等、様々な問題が発生しております。

また、画一的に整備された公園が多く、多様化する利用者ニーズに対応できず、利用率の低下が著しい公園も存在しております。

このようなことから、公園施設長寿命化計画につきましては、公園施設の機能ごとに目標とする維持管理水準を定め、施設の機能保全とライフサイクルコストの削減を目指しつつ、時代とともに変化する公園、緑地等が担うべき役割や多様化する利用者のニーズ等を踏まえた計画になるよう、今後、策定に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（小林貢君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

御答弁を伺う中で、公園と児童遊園の施設名称がありますが、それぞれの数と大きな違いにつきましてお伺いいたします。

○都市建設部長（清水靖弘君） まず、市内76か所の公園等の数の内訳でございますが、都市公園が52か所、児童遊園が15か所、その他9か所となっております。

この都市公園ですが、都市公園法に基づき、市民の健康と福祉の増進に資することを目的に設置された公園、または緑地であり、本市においては、福生市都市公園条例

で設置基準等を定めております。

一方、児童遊園については、児童福祉法に基づき、児童に健全な遊び場を与え、その健康と福祉の増進に資することを目的とする、児童厚生施設で福生市児童遊園条例で定めております。

この児童遊園は、本市の場合は、都市計画法、第29条の大規模な開発行為に基づき整備され、後に市が寄付を受けた公園や、都市公園よりも規模の小さい公園などを、児童遊園に位置付けたものがほとんどとなっております。

以上でございます。

○3番（小林貢君） ありがとうございます。

再々質問をさせていただきます。

都市公園の長寿命化計画の策定は行うということですが、そうしますと、児童遊園の整備計画はどうなるのでしょうか。

○子ども家庭部長（浅田悦敬君） 市内に15か所ある児童遊園は、児童福祉法に基づく児童厚生施設の一つに位置付けられ、設置目的は児童館と同様でございます。

これらにつきましては、福生市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画におきまして、遊具等の保全や管理児童館との連携等を図る方向で検討しているものでございます。

○3番（小林貢君） ありがとうございます。

再度の質問はございません。

公園施設につきましては、今後の計画として、公園施設の長寿命化計画の策定を進めてくださるとのこと。

また、児童遊園につきましては、福生市公共施設等総合管理計画等の中で、保全や管理を図っていくとのことでした。

いつまでも、老若男女が市内の公園・児童遊園等利用し、思い出となる場所として、引き継がれていく良好な環境をこれからも、安定的に適切な形で提供してくださるようお願いをいたします。

ありがとうございます。

次に4件目、エッセンシャルワーカーへの支援と感謝をする取組について。

1項目の質問でございます。新型コロナウイルス感染症に関わる従事者への支援や配慮についてでございます。

当初、当市におきましては、市民そして社会生活を維持するために働く、医療や介護・保育園や幼稚園・学校の従事者、市職員、スーパー・コンビニ・薬局の店員、生活廃棄物収集員等多岐にわたります、いわゆるエッセンシャルワーカーの方々の御努力であったことと思っておりますが、感染者数は少なく、関係者の皆様に感謝する日々を送ってまいりました。

しかしここで、危惧される施設などでの感染者数等増加してまいりました。

やるべき感染対策をしっかりとやる中でも、それをすり抜けてウイルスが入り込んできてしまうわけでございます。

重症化リスクの高い高齢者の、高齢化率約26%である、当市におきましても憂慮し、脅威であり、引き続き警戒心を持って行動していかなければならないと思うところでございます。

そのような緊張感と制約ある情報等の中で、エッセンシャルワーカーの方々は感染してはいけない、感染させてはいけない等の気遣いや精神的なストレスなど、ギリギリのところまで従事されておられる方も多いいと思います。

その上で、理事者として、これまでにエッセンシャルワーカーに従事しております方々または団体に対します支援、そして、今後の配慮につきまして、どのように応えていこうとお考えかお伺いいたします。

○市長（加藤育男君） 初めに、エッセンシャルワーカーと言われる医療従事者の皆様、子供たちや介護が必要な方々のために日々尽力されている福祉の現場の皆様、また、社会機能の維持のために働いておられる多くの方々に、改めて心からの敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

御質問の本市の支援策といたしましては、いち早く保育や介護現場の方々に向けマスクを提供するとともに、保育園、幼稚園、学童クラブ等におきましては、感染症への対策として必要な消耗品等の整備に対し、補助を実施いたしました。

医療従事者への慰労につきましては、市と包括協定を締結している企業より飲料の提供がございましたので、市を通じて公立福生病院へ飲料を提供いたしました。

今後は支援のため2つの事業を予定しておりまして、今定例会の一般会計補正予算（第9号）に上程いたしております。

一つは、市内のPCRセンターにおいて従事する福生市医師会の医師が加入する、新型コロナウイルス感染症に対する保険の費用につきまして、補助金を創設し支援いたします。

もう一つは、高齢の方や障害のある方を対象とした福祉施設につきまして、施設従事者のPCR検査実施にかかる費用に対する補助金を創設いたします。認知症高齢者グループホームやショートステイ施設、通所施設事業所、訪問系事業所などを対象に支援をしてまいります。

いずれにいたしましても、エッセンシャルワーカーの方々は、長い期間にわたり緊張感の中、最前線で業務に従事されています。私たちの生活を支えてくださっていることに感謝し、支援を行なっていきたいと考えております。

以上で、小林議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○3番（小林貢君） 目に見える施策での支援が少し出て来た取組の御答弁、ありがとうございました。

1点、再質問をさせていただきます。

エッセンシャルワーカーへの従事者やまた、その家族に心ない言葉を投げ付けたり、

不適切な対応を取ったりする言動や行動が問題となっております。

これらの言動や行動は、厳に慎むべきであります。

理事者側としては、これらの問題につきましてどのように思われ、対処され、今後配慮をしていこうとお考えでしょうか。

○総務部長（小川裕司君） エssenシャルワーカーに限らず、心身ともに大きなダメージを受けた方に追い打ちをかけ、その後の生活を脅かすような、感染に対する差別や偏見、誹謗中傷といった行為は決して許されることではありません。

市ではこれまで、市ホームページ内の新型コロナ特設ページに人権への配慮に対するお願いを掲載するほか、市長からも市長メッセージや広報ふっさの全力投球などを通じて、市民の皆さんに対し、正しい情報による冷静な行動を呼びかけているところです。

今後とも、市ホームページ等を通じて、個人の人権保護や正しい情報による冷静な行動など、継続的に訴えてまいりたいと考えております。

○3番（小林貢君） ありがとうございます。

この新型コロナウイルスとは今後、人類と共存していくことになろうかと思う訳ですが、共存する中で、新しい生活様式、新しい勤務形態となり、エssenシャルワーカーの対応も少しずつ適応した形で変わって行くものと考えます。

この度、新型コロナウイルス感染症に関わる従事者への支援や配慮についてお聞かせいただきました。

新型コロナウイルスと最前線で戦っておられます方々へ感謝する支援が形となって、もっと現れるといいなと思うところでございます。

今回、御答弁をいただきました支援・配慮をスタートといたしまして、今後さらなる医療従事者及び他のエssenシャルワーカー従事者へも枠を拡大するなどした、力強い支援・施策を要望いたします。

以上で質問を終わります。

ありがとうございます。

~~~~~